



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*64 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 1

○ 訓令

*14 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課)..... 12

*15 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 16

規 則

和歌山県規則第64号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(平成19年和歌山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立の認可申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の設立の認可を受けた組合は、<u>組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下「登記令」という。)</u>第2条第1項の規定により設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、設立登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の設立の認可を受けた組合は、<u>法第64条(法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)</u>の設立の認可のあった日から90日を経過しても<u>登記令第2条第1項の規定による設立の登記を完了できないときは、遅滞なく、設立登記未了報告書に理由書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(設立の届出)</p> <p>第3条の2 漁業生産組合は、<u>法第85条の2第4項の規定により成立の届出をしようとするときは、成立の日から2週間以内に漁業生産組合成立届出書(別記第1号様式の2)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>○(1)～(4) 略</p> <p>(定款の変更の認可の申請)</p> <p>第4条 組合は、<u>法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、<u>定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(設立の認可申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の設立の認可を受けた組合は、<u>法第101条第1項の規定により設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、設立登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 第1項の設立の認可を受けた組合は、<u>法第64条(法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)</u>の設立の認可のあった日から90日を経過しても<u>法第101条第1項の規定による設立の登記を完了できないときは、遅滞なく、設立登記未了報告書に理由書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(設立の届出)</p> <p>第3条の2 漁業生産組合は、<u>法第85条の2第4項の規定により成立の届出を行おうとするときは、成立の日から2週間以内に漁業生産組合成立届出書(別記第1号様式の2)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>○(1)～(4) 略</p> <p>(定款の変更の認可の申請)</p> <p>第4条 組合は、<u>法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、<u>定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

(4) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類

ア 法第53条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表

イ・ウ 略

(5)・(6) 略

(定款の変更の届出)

第4条の2 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、変更の日から2週間以内に、漁業生産組合定款変更届出書(別記第2号様式の2)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類

ア 法第86条第2項において準用する法第53条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

イ・ウ 略

(信用事業規程の設定、変更及び廃止の認可の申請)

第5条 組合は、法第11条の5第1項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の設定の認可を受けようとするとき、又は法第11条の5第3項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、信用事業規程認可(変更認可、廃止認可)申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 規程の設定、変更又は廃止を決議した総会等の議事録の謄本

(3) 略

(共済規程の設定、変更及び廃止の認可の申請)

第7条 組合は、法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の設定の認可を受けようとするとき、又は法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、共済規程認可(変更認可、廃止認可)申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 規程の設定、変更又は廃止を決議した総会等の議事録の謄本又は理事会の議事録の謄本

(3) 略

(総会の決議による解散の届出)

第8条の2 組合は、法第68条第4項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の届出(

(4) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類

ア 法第53条第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する財産目録及び貸借対照表

イ・ウ 略

(5)・(6) 略

(定款の変更の届出)

第4条の2 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出を行おうとするときは、変更の日から2週間以内に、漁業生産組合定款変更届出書(別記第2号様式の2)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類

ア 法第86条第2項において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表

イ・ウ 略

(信用事業規程の設定、変更及び廃止の認可の申請)

第5条 組合は、法第11条の4第1項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の設定の認可を受けようとするとき、又は法第11条の4第3項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、信用事業規程認可(変更認可、廃止認可)申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 規程の設定、変更又は廃止を議決した総会等の議事録の謄本

(3) 略

(共済規程の設定、変更及び廃止の認可の申請)

第7条 組合は、法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の設定の認可を受けようとするとき、又は法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、共済規程認可(変更認可、廃止認可)申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 規程の設定、変更又は廃止を議決した総会等の議事録の謄本又は理事会の議事録の謄本

(3) 略

(総会の決議による解散の届出)

第8条の2

法第68条第1項第1号(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第1項第1号(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の事由により解散した場合に限る。)をしようとするときは、遅滞なく、解散届出書(別記第5号様式の2)に解散を決議した総会の議事録の謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第1号の事由により解散した場合に限る。)をしようとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第5号様式の3)に解散を決議した総会の議事録の謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(組合員の減少による解散の届出)

第9条 組合は、法第68条第6項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第6項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、解散届出書(別記第6号様式)に解散理由書及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(同条第1項の規定により解散した場合に限る。)をしようとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第6号様式の2)に解散理由書及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(破産手続開始の決定による解散の届出)

第12条 組合は、法第68条第4項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の届出(法第68条第1項第3号(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第1項第3号(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の事由により解散した場合に限る。)をしようとするときは、遅滞なく、解散届出書(別記第6号様式の3)に解散理由書及び破産手続開始の決定を受けたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第3号の事由により解散した場合に限る。)をしようとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第6号様式の2)に解散理由書及び破産手続開始の決定を受けたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(存立時期の満了による解散の届出)

第12条の2 組合は、法第68条第4項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第4項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の届出(法第68条第1項第4号(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第1項第4号(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の事由により解散した場合に限る。)をしようとするときは、遅滞なく、解散届出書(別記第6号様式の3)に解散理由書及び

漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第1号の事由により解散した場合に限る。)を行おうとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第5号様式の2)に解散を決議した総会の議事録の謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(組合員の減少による解散の届出)

第9条 組合は、法第68条第5項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第5項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、解散届出書(別記第6号様式)に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定により解散の届出(同条第1項の規定により解散した場合に限る。)を行おうとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届出書(別記第6号様式の2)に解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(破産又は存立時期満了による解散の報告)

第12条 組合は、法第68条第1項第3号(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4号(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事由によって解散したときは、遅滞なく、解散報告書に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第9条第2項の規定は、漁業生産組合の法第85条の4第2項の規定による漁業生産組合の解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第4号の事由により解散した場合に限る。)について準用する。

解散の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第9条第2項の規定は、漁業生産組合の法第85条の4第2項の規定による漁業生産組合の解散の届出（法第86条第4項において準用する法第68条第1項第4号の事由により解散した場合に限る。）について準用する。

（組合の継続の届出）

- 第12条の3 組合は、法第68条の3第3項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により組合継続の届出をしようとするときは、総会の決議の日から2週間以内に、継続届出書（別記第6号様式の4）に継続を決議した総会の議事録の謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（組織変更による解散及び設立の届出）

- 第12条の4 漁業生産組合は、法第86条の10の規定による組織変更の届出をしようとするときは、遅滞なく、組織変更届出書（別記第6号様式の5）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

（合併の認可の申請等）

- 第13条 設立委員又は合併後存続する組合は、法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 出資組合にあつては、次に掲げる書類

- ア 法第69条第4項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第53条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表

イ～エ 略

(7) 合併によって組合を設立する場合にあつては、次に掲げる書類

ア～エ 略

- オ 理事の構成が法第70条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第34条第10項本文及び法第11条第1項第7号の事業を行う漁業協同組合にあつては法第34条第11項に規定する要件に該当することを証する書面

カ 略

- 2 前項の合併の認可を受けた組合は、登記令第8条第1項の規定により合併の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、合併登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（合併の届出）

- 第13条の2 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、合併の日から2週間以内に、漁業生産組合合併届出書（別記第7号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（組織変更による解散及び設立の届出）

- 第12条の2 漁業生産組合は、法第86条の9の規定による組織変更の届出を行おうとするときは、遅滞なく、組織変更届出書（別記第6号様式の3）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

（合併の認可の申請等）

- 第13条 設立委員又は合併後存続する組合は、法第69条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 出資組合にあつては、次に掲げる書類

- ア 法第69条第4項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表

イ～エ 略

(7) 合併によって組合を設立する場合にあつては、次に掲げる書類

ア～エ 略

- オ 理事の構成が法第70条第2項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第34条第10項本文に規定する要件に該当することを証する書面

カ 略

- 2 前項の合併の認可を受けた組合は、法第107条の規定により合併の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、合併登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（合併の届出）

- 第13条の2 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出を行おうとするときは、合併の日から2週間以内に、漁業生産組合合併届出書（別記第7号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
 (3) 出資組合にあつては、次に掲げる書類
 ア 法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

イ～エ 略

- (4) 略

(清算人の就職の報告等)

第14条 略

2 清算人は、登記令第10条の規定により清算終了の登記をしたときは、当該登記をした日から2週間以内に、清算終了届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(役員等の選挙又は選任の報告)

第15条 組合(漁業生産組合を除く。次条から第19条までにおいて同じ。)は、法第34条第4項又は第9項(これらの規定を法第52条第5項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から2週間以内に、役員選挙・選任報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(3) 法第11条第1項第7号の事業を行う漁業協同組合にあつては、理事の構成が法第34条第11項に規定する要件に該当することを証する書面

(4) 法第11条第1項第4号又は第12号の事業を行う組合にあつては、監事の構成が法第34条第13項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面

- (5)・(6) 略

2 略

第16条・第17条 略

(総会等の終了の報告)

第18条 組合は、総会等が終了したときは、当該

- (1)・(2) 略

(3) 出資組合にあつては、次に掲げる書類
 ア 法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表

イ～エ 略

- (4) 略

(清算人の就職の報告等)

第14条 略

2 清算人は、法第109条の規定により清算終了の登記をしたときは、当該登記をした日から2週間以内に、清算終了届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(専用契約締結の報告)

第15条 組合は、法第24条第1項(法第92条第2項、第96条第2項及び第100条第2項において準用する場合を含む。)に規定する契約(次項において「専用契約」という。)を締結したときは、当該締結の日から2週間以内に、専用契約締結報告書に契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合は、専用契約の内容に変更があったとき、又は専用契約が解除されたときは、当該変更又は解除の日から2週間以内に、専用契約変更(解除)報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更(解除)理由書

(2) 専用契約の内容に変更があった場合にあっては、変更契約書の写し

(役員等の選挙又は選任の報告)

第16条 組合(漁業生産組合を除く。次条から第20条までにおいて同じ。)は、法第34条第4項又は第9項(これらの規定を法第52条第5項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から2週間以内に、役員選挙・選任報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

(3) 法第11条第1項第4号又は第11号の事業を行う組合にあつては、監事の構成が法第34条第11項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面

- (4)・(5) 略

2 略

第17条・第18条 略

(総会等の終了の報告)

第19条 組合は、総会等が終了したときは、当該

終了の日から2週間以内に、総会等終了報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 総会等において法第48条第1項第6号(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項の決議を行った場合にあつては、業務報告書

2 前項の場合において、同項の規定による書類の提出が第4条、第5条、第7条、第8条、第13条第1項及び第15条第1項の規定による書類の提出と同時に行われるときは、前項第2号に掲げる書類は、添えることを要しない。

第19条・第20条 略

(決議等の取消しの請求)

第21条 組合員等(法第18条第5項の規定による組合員及び法第88条第3号若しくは第4号、法第98条第2号又は法第102条第3号若しくは第4号の規定による会員を除く。以下「正組合員等」という。)は、法第125条第1項(法第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の取消しを請求しようとするときは、決議等取消請求書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

第22条～第26条 略

別記第3号様式(第5条関係)
信用事業規程認可(変更認可、廃止認可)
申請書

略

つきましては、水産業協同組合法第11条の5第1項(第3項)の規定により承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第5号様式(第8条関係)
解散決議認可申請書

略

年 月 日開催の通常(臨時)総会において、解散の決議を行いました。

略

終了の日から2週間以内に、総会等終了報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 総会等において法第48条第1項第6号(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する事項の議決を行った場合にあつては、業務報告書

2 前項の場合において、同項の規定による書類の提出が第4条、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第13条第1項及び第16条第1項の規定による書類の提出と同時に行われるときは、前項第2号に掲げる書類は、添えることを要しない。

第20条・第21条 略

(決議等の取消しの請求)

第22条 組合員等(法第18条第5項の規定による組合員及び法第88条第3号若しくは第4号、法第98条第2号又は法第100条の5第3号若しくは第4号の規定による会員を除く。以下「正組合員等」という。)は、法第125条第1項(法第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の取消しを請求しようとするときは、決議等取消請求書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

第23条～第27条 略

別記第3号様式(第5条関係)
信用事業規程認可(変更認可、廃止認可)
申請書

略

つきましては、水産業協同組合法第11条の4第1項(第3項)の規定により承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第5号様式(第8条関係)
解散決議認可申請書

略

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、解散の決議を行いました。

略

別記第5号様式の2を別記第5号様式の3とし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の2（第8条の2関係）

解散届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名 ⑩

年 月 日開催の通常（臨時）総会の決議により解散したので、水産業協同組合法第68条第4項（第96条第5項において準用する第68条第4項、第91条第4項、第100条第5項において準用する第91条第4項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第6号様式その1中「第68条第4項」を「第68条第5項」に、「第68条第5項」を「第68条第6項」に改め、同様式その2中「第91条第4項第3号」を「第91条第5項第3号」に、「第91条第5項」を「第91条第6項」に改める。

別記第6号様式の2中「第9条」の次に「、第12条、第12条の2」を加える。

別記第6号様式の3中「第12条の2」を「第12条の4」に、「第86条の9」を「第86条の10」に改め、同様式を別記第6号様式の5とし、別記第6号様式の2の次に次の2様式を加える。

別記第6号様式の3（第12条、第12条の2関係）

その1（漁業協同組合及び水産加工業協同組合の場合）

解散届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名 ⑩

本組合は、水産業協同組合法第68条第1項第3号（第96条第5項において準用する第68条第1項第3号、第68条第1項第4号、第96条第5項において準用する第68条第1項第4号）の規定により解散したので、同法第68条第4項（第96条第5項において準用する第68条第4項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

その2（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の場合）

解散届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名 ㊟

本連合会は、水産業協同組合法第91条第1項第3号（第100条第5項において準用する第91条第1項第3号、第91条第1項第4号、第100条第5項において準用する第91条第1項第4号）の規定により解散したので、同法第91条第4項（第100条第5項において準用する第91条第4項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第6号様式の4（第12条の3関係）

継続届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

㊟

年 月 日開催の総会（総代会）の決議により組合を継続することとしたので、水産業協同組合法第68条の3第3項（第86条第4項において準用する第68条の3第3項、第92条第5項において準用する第68条の3第3項、第96条第5項において準用する第68条の3第3項、第100条第5項において準用する第68条の3第3項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第8号様式中「第21条」を「第20条」に改める。

別記第9号様式中「第22条」を「第21条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第3条関係）部長、局長及び課長個別専決事項 1～6 略 7 農林水産部				別表第2（第3条関係）部長、局長及び課長個別専決事項 1～6 略 7 農林水産部			
課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項	課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
略				略			
資源管理課	略	1 漁業法（昭和24年法律第267号）に関する次のこと。 (1) 農林水産大臣に対する資源評価の要請等（第10条） (2) 和歌山県資源管理方針の変更（第14条） (3) 知事管理漁獲可能量の設定及び変更（第16条） (4) 漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定（第17条から第19条まで） (5) 漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転の認可（第21条、	略	資源管理課	略	1 漁業法（昭和24年法律第267号）に関する次のこと。 (1) 漁業の免許について海区漁業調整委員会に諮問した場合において諮問どおりの答申があった場合における免許及び公示（第10条） (2) 漁業の免許の事前決定について海区漁業調整委員会に諮問した場合において諮問どおりの答申があった場合における免許の内容等の事前決定及び公示（第11条第1項、第2項、第5項） (3) 漁業監督吏員の発令及び漁業監督吏員の身分証明書の交付（第74条） (4) 漁業権行使規則、入漁権行使規則又は遊漁規則の設定、変更、廃止の認可及び遊漁規則の変更の命令（第8条第6項、第7項、第129条） (5) 漁業権漁業の休業の届出の受理並びに休業中の他者に対し	略

<p>第22条)</p> <p>(6) 漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し(第23条)</p> <p>(7) 特定水産資源の採捕に係る違反行為をした者に対する停泊命令等(第27条、第34条)</p> <p>(8) 年次漁獲割当量の控除(第28条)</p> <p>(9) 漁獲割当割合の削減(第29条)</p> <p>(10) 漁獲量等の公表(第31条)</p> <p>(11) 特定水産資源の採捕をする者に対する助言、指導及び勧告(第32条第2項)</p> <p>(12) 特定水産資源の採捕をする者に対する採捕の停止等の命令(第33条第2項)</p> <p>(13) 広域漁業調整委員会の指示について必要な指示をすることの農林水産大臣に対する求め(第35条)</p> <p>(14) 海区漁場計画の作成の手続(第64条)</p> <p>(15) 漁業の免許について海区漁業調整委員会に諮問した場合において諮問どおりの答申があった場合における免許(第69条)</p> <p>(16) 団体漁業権の共有認可及び当該認可に係る海区漁業調整委員会の意見の聴取(第72条第6項、第7項)</p> <p>(17) 個別漁業権漁業の休業の届出の受理及び休業中の他者に対する漁業許可(第87条、第88条)</p> <p>(18) 資源管理の状況等の報告(第90条第2項)</p> <p>(19) 漁業権行使規則、入漁権行使規則又は</p>	<p>る漁業許可(第35条、第36条)</p> <p>(6) 漁業権の共有認可及び海区漁業調整委員会の意見の聴取(第14条第4項、第5項)</p> <p>(7) 免許漁業原簿への登録(第50条第1項)</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対する指示及び指示の取り消し(第67条第3項、第4項)</p> <p>(9) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示に従わない者に対する催告及び命令(第67条第9項、第11項、第12項)</p> <p>(10) 内水面における増殖計画の設定及び命令並びにその命令に従わないときの漁業権の取消し(第128条第1項、第2項)</p> <p>(11) 漁業に関する報告徴収等(第134条第1項、第2項)</p>
--	---

- 遊漁規則の設定、変更、廃止の認可及び遊漁規則の変更の命令(第106条第7項から第9項まで、第170条)
- (20) 沿岸漁場管理団体の指定及び保全活動の廃止(第109条、第115条)
- (21) 沿岸漁場管理規程の認可及び変更(第111条)
- (22) 沿岸漁場管理団体の保全活動の公表(第112条第3項)
- (23) 保全活動への協力のあつせん(第113条)
- (24) 保全活動への協力が得られない場合の措置(第114条)
- (25) 沿岸漁場管理団体に対する勧告又は指定の取消し(第116条)
- (26) 免許漁業原簿への登録(第117条第1項)
- (27) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対する指示及び指示の取消し(第120条第3項、第4項)
- (28) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示に従わない者に対する催告及び命令(第120条第9項、第11項、第12項)
- (29) 協定の認定(第125条第1項)
- (30) 認定協定への参加のあつせん(第126条第2項)
- (31) 認定協定の目的を達成するために必要な措置(第126条第4項)
- (32) 認定協定の実施状況の報告の求め(第127条)
- (33) 漁業監督吏員の発令及び漁業監督吏員の身分証明書の交付(第128条)
- (34) 内水面における増殖計画の設定及び命令並びにその命令に従わないときの漁業権の取消し(第169条第1項、第2項)
- (35) 漁業に関する報告徴収等(第176条第1項、第2項)
2. 漁業法施行令(昭和25年政令第30号)に関

- する次のこと。
- (1) 漁獲割当管理原簿への記録等(第4条)
 - (2) 認定協定の変更の認定及び取消し(第10条)
 - 3. 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)に関する次のこと。
 - (1) 漁獲割当割合の設定の申請手続に必要な事項の公示(第3条第4項)
 - 4. 和歌山県漁業調整規則(令和2年和歌山県規則第63号)に関する次のこと。
 - (1) 漁業の許可及び起業の認可(第4条、第6条から第9条まで、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第29条)
 - (2) 試験研究等のための採捕の許可(第47条)
 - (3) 違反に対する行政処分(第48条、第49条)

5～8 略

- 2. 和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)に関する次のこと。
 - (1) 漁業の許可及び起業の認可(第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第16条、第19条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条)
 - (2) 試験研究等のための採捕の許可(第46条)
 - (3) 違反に対する行政処分(第47条、第48条、第49条、第50条)
- 3. 和歌山県内水面漁業調整規則(平成16年和歌山県規則第55号)に関する次のこと。
 - (1) 試験研究等のための採捕の許可(第32条)
- 4～7 略
- 8. 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)に関する次のこと。
 - (1) 県計画の変更に関すること(第4条)
 - (2) 採捕の数量又は漁獲努力量等の公表(第8条第2項)
 - (3) 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者に対する助言、指導及び勧告(第9条第2項)
 - (4) 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者に対する採捕の停止等の命令(第10条第2項)
 - (5) 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者に対する停泊命令及び聴聞(第12条第2項、第3項)

<p>9～11 略</p> <p>備考 略 8・9 略</p>	<p>(6) 協定の認定（第14条第1項） (7) 協定への参加のあつせん（第15条第2項） (8) 特定海洋生物資源又は当該都道府県の指定海洋生物資源の採捕を行う知事許可漁業を営む者その他の関係者に対する報告徴収及び立入検査（第18条第1項） 9～11 略</p> <p>備考 略 8・9 略</p>
-------------------------------------	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第15号

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第3（第4条関係） 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項 (1) 共通専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">専決者</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産振興部長</td> <td> 1～10 略 11 漁船法（昭和25年法律第178号）に関する次のこと。 (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第4条第1項第4号、第2項） (2) 漁船の工事完成後の認定（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第8条） (3)～(5) 略 12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）に関する次のこと。 (1) 小型漁船の総トン数の測度（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第1条） </td> </tr> </table>	専決者	専決事項	略		農林水産振興部長	1～10 略 11 漁船法（昭和25年法律第178号）に関する次のこと。 (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第4条第1項第4号、第2項） (2) 漁船の工事完成後の認定（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第8条） (3)～(5) 略 12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）に関する次のこと。 (1) 小型漁船の総トン数の測度（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第1条）	<p>別表第3（第4条関係） 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項 (1) 共通専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">専決者</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産振興部長</td> <td> 1～10 略 11 漁船法（昭和25年法律第178号）に関する次のこと。 (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可（第4条第1項第4号、第2項） (2) 漁船の工事完成後の認定（漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。）（第8条） (3)～(5) 略 12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）に関する次のこと。 (1) 小型漁船の総トン数の測度（漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。）（第1条） </td> </tr> </table>	専決者	専決事項	略		農林水産振興部長	1～10 略 11 漁船法（昭和25年法律第178号）に関する次のこと。 (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可（第4条第1項第4号、第2項） (2) 漁船の工事完成後の認定（漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。）（第8条） (3)～(5) 略 12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）に関する次のこと。 (1) 小型漁船の総トン数の測度（漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。）（第1条）
専決者	専決事項												
略													
農林水産振興部長	1～10 略 11 漁船法（昭和25年法律第178号）に関する次のこと。 (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第4条第1項第4号、第2項） (2) 漁船の工事完成後の認定（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第8条） (3)～(5) 略 12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）に関する次のこと。 (1) 小型漁船の総トン数の測度（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に掲げる漁業に係るものを除く。）（第1条）												
専決者	専決事項												
略													
農林水産振興部長	1～10 略 11 漁船法（昭和25年法律第178号）に関する次のこと。 (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可（第4条第1項第4号、第2項） (2) 漁船の工事完成後の認定（漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。）（第8条） (3)～(5) 略 12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）に関する次のこと。 (1) 小型漁船の総トン数の測度（漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。）（第1条）												

<p>13 略</p> <p>14 和歌山県漁業調整規則(令和2年和歌山県規則第63号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 漁業の許可及び起業の認可(第4条第1項第5号から第7号まで、第9号、第10号、第13号、第14号及び第16号から第18号までの規定に係るものに限る。)(第4条、第6条、第7条、第16条、第24条)</p> <p>(2) 内水面における水産動植物の採捕の許可(第33条)</p> <p>(3) 漁場内の岩礁破碎等の許可(第45条)</p> <p>15～78 略</p>	<p>13 略</p> <p>14 和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 漁業の許可及び起業の認可(第7条第2号ウからオまで、キからコまで及びシからセまでの規定に係るものに限る。)(第7条、第10条、第16条、第21条、第22条)</p> <p>(2) 漁場内の岩礁破碎等の許可(第43条)</p> <p>15 和歌山県内水面漁業調整規則(平成16年和歌山県規則第55号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 水産動植物の採捕の許可(第6条)</p> <p>16～79 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>備考 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。